

夏を涼しく過ごす 我が家のひと工夫

自宅での熱中症患者 急増中!!

今年もアツい夏がやってきました。熱中症患者は、この数週間で急増し、大垣市も例外ではありません。大垣消防組合における出動件数も、7月24日現在で65件と、昨年との3倍強。なかでも、自宅への出動件数は32件と約半数を占めています。熱中症というと、炎天下の中での過激な運動によるものと考えがちですが、屋内にいても熱中症にかかります。熱中症予防は前号でもお知らせしましたが、今号では熱中症にならないため、自宅で涼しく過ごすひと工夫を紹介します。



窓の前に日陰をつくる

すだれやよしずなど風通しの良いもので、窓の前の空間に日陰をつくりましょう。直射日光を遮り、窓から入る風を少しでも冷やすことが、ポイントです。

マンションのベランダやバルコニーでも、ホームセンターや通販で入手できる遮熱シートなどを、風に飛ばされない工夫をして垂らせば、手軽に日陰空間をつくることができます。

また、朝顔やヘチマ、ゴーヤなどのつる性植物を利用した「グリーンカーテン」は、葉の水分が蒸発する際に周囲から熱を奪うため、温度を下げる効果が、一層高くなります。

地面の蓄熱をおさえる

アスファルトやコンクリートは、直射日光の熱を吸収して蓄え（蓄熱）、夜間にその熱を放出（放熱）する率が土に比べて高くなっています。こうした熱を逃がすには、「打ち水」が効果的です。ただし、日の高いうちに行くと、撒いた水がすぐに蒸発し、逆に蒸し暑くなるので、朝夕の涼しい時間帯に行うことをお勧めします。

また、コンクリートやモルタルが露出しているベランダなどには、直射日光を遮るため、木製の「すのこ」を置いて、簡易のウッドデッキとしてみては。レンガなどで底上げし、下部に風が通るようにすると、一層効果的です。

風の通り道をつくる

窓を開けて風を取り入れる場合は、風上と風下の窓やドアを開けて、風の通り道をつくりましょう。暖かい空気は上に、冷たい空気は下に動くため、2階の窓や天窓などを開け高い位置に空気の逃げ道をつくと、より効果的です。外気が冷える夜間・早朝がお勧めですが、防犯の備えもお忘れなく。窓を閉めエアコンを使用する場合も、扇風機を併用し風をつくりましょう。扇風機の風による涼しさもありますが、空気の流れをつくることで冷たい空気がより早く室内に拡散し、エアコンの設定温度が高くても涼しく感じます。

衣・食・住を夏らしく

衣服や寝具は、すばやく汗を吸収し蒸発させる・通気性の良い素材を選びましょう。また、外出の際には、熱を吸収して熱くなる黒色系の衣服を避け、帽子や日傘を利用し直射日光を遮りましょう。

食事は、旬の夏野菜を摂ることをお勧めします。旬のもの食べることは健康面で望ましく、経済的にもお得です。また、キュウリやトマト、スイカなどは生でも食べられるため、冷やして食べれば一層涼しさも増します。そのほか、寒色系のインテリアやロマの香り、風鈴の音など五感に訴える演出からも、涼しさを感じることができると言われています。

第23回参議院議員通常選挙

第23回参議院議員通常選挙の投・開票が7月21日に行われました。投票は市内41か所の投票所で行われ、開票は午後9時30分から大垣城ホールで行われました。岐阜県選挙区では、自由民主党新人の大野泰正氏が当選を果たしました。大垣市における投・開票結果は次のとおりです（比例代表選挙結果の政党別得票数は、小数点以下を切り捨て）。選挙区における投票率は、平成22年7月に行われた前回の参議院議員通常選挙の投票率54.02%を6.65ポイント下回りました。

＜有権者数・投票者数など＞
 ◆有権者数/12万8,893人
 (男:6万2,273人、女:6万6,620人)
 ◆投票者数
 <選挙区> 6万1,058人
 (男:3万368人、女:3万690人)
 <比例代表> 6万1,055人
 (男:3万364人、女:3万691人)
 ◆投票率
 <選挙区> 47.37%
 (男:48.77%、女:46.07%)

<比例代表> 47.37%
 (男:48.76%、女:46.07%)



開票の様子（大垣城ホール）

- ＜選挙区選挙結果（得票数順）＞
- 大野泰正 自民新 34,989票
 - 吉田りえ 民主新 15,219票
 - 鈴木まさのり 共産新 7,373票
 - 加納有輝彦 幸福新 1,198票
- ＜比例代表選挙結果（得票数順）＞
- 自由民主党 24,514票
 - 民主党 7,992票
 - 公明党 7,248票
 - 日本維新の会 6,786票
 - 日本共産党 4,566票
 - みんなの党 4,241票
 - 新党大地 1,229票
 - 社会民主党 883票
 - 生活の党 820票
 - 緑の党グリーンズジャパン 496票
 - みどりの風 444票
 - 幸福実現党 335票

介護保険料の通知書を郵送します

市は、65歳以上の人に、平成25年度介護保険料の通知書（本算定）を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方（特別徴収または普通徴収）の確認をしてください。詳しくは、高齢介護課（内線353～355）へ。



- ＜特別徴収＞
- *対象/老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人
 - *通知書/9月中旬に郵送
 - *納付方法/年金から天引き ※年額18万円以上の年金を受給している人でも、年度途中で65歳になった人や、他の自治体から転入した人などは、特別徴収に切り替わるまでの間、一時的に普通徴収での納付となります
- ＜普通徴収＞
- *対象/老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人
 - *通知書/8月中旬に郵送
 - *納付方法/納付書または口座振替

平成25年度 所得段階別の年間介護保険料			
所得段階	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	①生活保護を受給している人 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人など	基準額×0.50	29,460円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.50	29,460円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額を合わせた額が120万円以下の人など	基準額×0.65	38,298円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階または第3段階に該当しない人など	基準額×0.75	44,190円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人など	基準額×0.95	55,974円
第6段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第5段階に該当しない人など	基準額	58,920円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人など	基準額×1.20	70,704円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人など	基準額×1.25	73,650円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人など	基準額×1.50	88,380円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人など	基準額×1.55	91,326円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.60	94,272円

国民健康保険料の料率を決定

平成25年度の国民健康保険料の料率が、次のとおり決まりました。料率は毎年改正され、今年度の料率は平成24年度と同率です。年間保険料は、この料率をもとに算定された「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」を合計した金額で、最高限度額は下表のとおりとなります。

市は、各世帯の保険料をお知らせする「保険料変更（決定）通知書」と4期（8月）からの保険料納入通知書を、8月中旬に郵送します。なお、4期から10期までの保険料は、年間保険料からすでに納付済みの1～3期分を差し引いて、7回に分けた金額となっております。詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ（内線452～455）へ。

平成25年度 国民健康保険料率				
		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～65歳)
所得割	基準総所得金額※の	7.40/100	2.24/100	1.90/100
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額の	23.00/100	6.10/100	6.40/100
均等割	被保険者1人につき	26,500円	7,700円	8,500円
平等割	1世帯につき	27,800円	7,800円	6,000円
最高限度額		510,000円	140,000円	120,000円

※税法上の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額

各種手当の現況届などの提出をお願いします!

市は、児童扶養手当や特別障害者手当など、次に掲げる手当を受けている人（所得制限で手当を受けていない人を含む）に、現況届などを8月に郵送します。郵送された現況届などは、必要事項を記入・押印などのうえ、決められた期日までに提出してください。なお、期限内に提出がないと、手当の支給が停止となる場合があります。

児童扶養手当 特別児童扶養手当

次の期間に、子育て支援課、上石津・墨俣地域事務所へ提出するか、同封の返信用封筒で郵送してください。

【児童扶養手当の現況届】
8月1日～30日の平日

【特別児童扶養手当の所得状況届】
8月12日～9月10日の平日

※この手続きを2年間しないと受給権が消滅してしまいますので、ご注意ください

詳しくは、子育て支援課（内線463・493）へ。

特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当

いずれの手当も、9月10日までの平日に、社会福祉課、上石津・墨俣地域事務所へ提出してください。

※現在、手当を受けていなくても、身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、手当の支給対象となる場合があります

詳しくは、社会福祉課（内線478）へ。

住基カードの有効期限などをご確認ください!!

市は、10月1日から住民基本台帳カード（住基カード）を利用してコンビニで住民票の写しなど各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスを開始します。このサービスを利用するには、有効期限内の住基カードと専用の暗証番号が必要です。サービス開始前にご自身の住基カードの有効期限や暗証番号をご確認ください。住基カードに関する手続きは、窓口サービス課住民登録グループ（内線444～447）へ。

【住基カードの有効期限について】
住基カードの有効期限は発行から10年です。有効期限が切れると、コンビニ交付などの行政サービスが利用できません。また、写真付き住基カードは、身分証明書としての利用もできなくなります。

新しい住基カードの交付申請は、住基カードの有効期限が満了する3か月前から、窓口サービス課で行っていただきます（有料）。

- #### 【コンビニ交付の利用登録について】
- 現在、証明書自動交付機を利用できる人は、コンビニ交付サービスを利用できます。ただし、次に該当する人は事前に暗証番号登録が必要となる場合があります。対象者には、8月中旬に現在の登録状況を郵送でお知らせします。
- 平成20年10月15日以前に、住基カードを取得された人
 - 住基カードの取得後に、新規に印鑑登録をされた人
 - 住基カードの取得後に、本籍を大垣市に移された人